

中央建設業審議会
労務費の基準に関するワーキンググループ（第2回）

日時 令和6年11月6日（水）

10：00～11：54

場所 中央合同庁舎3号館10階 共用会議室

午前 10 時 00 分 開会

1. 開 会

○栗山推進官 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第 2 回中央建設業審議会
労務費の基準に関するワーキンググループを開催いたします。委員の皆様方におかれまし
ては、ご多忙のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の委員会には、委員総数の過半数のご出席をいただいておりますので、運営要領第
3 条第 1 項の規定による定足数を満たしていることをご報告申し上げます。

なお、法政大学社会学部准教授の惠羅さとみ委員と日本アイ・ビー・エム株式会社執行
役員テクノロジー事業本部製品統括本部長の榎並友理子委員よりご欠席のご連絡をいただ
いております。

また、白石一尚委員の代理といたしまして、一般社団法人日本建設業連合会労働委員会
技能者確保・育成部会賃金社会保険専門部会座長の相良天章様、土志田領司委員の代理と
いたしまして、一般社団法人全国中小建設業協会副会長の河崎茂様にご参加をいただい
ております。

本日の配付資料の一覧は議事次第に記載しております。不足がございましたら挙手にて
お知らせください。

また、マイクの使い方ですけれども、お手元のマイクを手にとっていただければ、事務
局側でマイクのスイッチをオンにいたしますので、そのままご発言いただければと思いま
す。

なお、運営要領第 4 条第 1 項により本委員会は公開されております。報道関係の皆様
による冒頭のカメラ撮りは議事に入るまでとさせていただきますので、よろしくお願いいた
します。

2. 挨 拶

○栗山推進官 それでは、議事に先立ちまして、国土交通省不動産・建設経済局長の平田
からご挨拶申し上げます。よろしくお願いいたします。

○平田局長 皆さん、おはようございます。不動産・建設経済局長の平田でございます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中この委員会にご参加をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より国土交通行政にご理解、ご協力を賜っておりますことにつきまして、改めて御礼申し上げたいと思います。

前回のワーキンググループですけれども、委員の皆様から多くのご意見を頂きました。そこで検討についての基本的な方針については、おおむね意見の一致を見ることができたかと思っております。

本日は、主に労務費の基準の実効性の確保に係る施策の全体像と作成についての計算方法等の暫定方針についてご議論いただきまして、本ワーキンググループと並行して開催する職種別の意見交換での議論の土台を共有できればと思っております。

前回の議論において明らかになりましたとおり、新しい基準に基づく労務費の見積りを業界慣行として定着させるためには、国が制度をつくるということも当然必要ですけれども、それに加えて、請負契約の現場における意識を変えていただくということが非常に大事ではないかと思っております。

ただ、意識を変えると申しまして、実際にこれまで片務的な関係の中でなかなか言い出せなかったこと、言ってもなかなかご理解をいただけなかったことが多々あって今日に至っているということかとは思いますが、今回の作業、標準労務費をつくっていくということは、ある種建設生産システムの様々なプレーヤー、発注者も含めた様々な方の間で共通言語をつくっていくということだと思っております。今まで労務費ということについて、いろいろな考え方、捉え方があったかと思っておりますけれども、今回の作業というのは、サプライチェーンを構成する人たちの間で共通言語をつくる、そしてその共通言語を用いることによって意識が変わっていき慣行として定着していく、そういったことを目指していくのだろうと思っております。実際に現場で働いておられる方々の処遇の改善に向けて、個々の請負契約において労務費の基準の実効性が確保されるためにどのようなアプローチが必要かということにつきまして、ぜひ皆様方から積極的なご意見を伺いたいと思っております。

本日も闊達な議論をいただきたいと思っております。多少物理的な距離がある会場設定になっておりますけれども、心理的には近い形でぜひ闊達なご意見をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○栗山推進官 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。報道関係者の皆様におかれましては、これ以降の

カメラ撮りをご遠慮いただきますようお願いいたします。

これ以降の議事の進行は小澤座長をお願いいたします。それでは、どうぞよろしく願いいたします。

3. 議 事

(1) 労務費の基準の実効性確保について

(2) 労務費の基準の作成について 等

○小澤座長 それでは、お手元の次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

最初に資料1から6までをまとめて事務局よりご説明をお願いいたします。よろしくお願ひします。

○石井補佐 事務局の不動産・建設経済局の石井でございます。お手元の資料1から順にご説明させていただければと思います。

まず、資料1でございますけれども、これまでの議論の振り返りの資料としてまとめさせていただきます。

おめくりいただきまして1ページ目、今回の「適正な労務費（賃金原資）の確保・行き渡りに係る新たなルール導入」ということで、中長期的な担い手の確保のため、技能者の労働環境に見合った処遇改善が必要であるということ、下のオレンジのところでございますが、建設工事の請負契約に係る新たなルールとして、今回、労務費の基準をつくる。また、それを著しく下回る見積りの禁止等の新たな規定等が設けられているということでございます。

一方で、この法律上の規定に加えまして、適正な見積り促進等による契約時の労務費の確保ですとか、確保された労務費の技能者までの行き渡り確保のための実効性確保のための施策の実施、あるいはGメンによる個々の請負契約の現地調査等によって改正法の実効性を担保していきたい。そのための議論を進めていくということでございます。

おめくりいただきまして、2ページ目でございます。この実効性確保のための議論というものを進めていくに当たっては、建設業特有の事業環境、土木建築・公共民間の違いですとか、業種・職種の複雑性ですとか、多様な雇用形態、零細な業態ということ、一つの現場にいろいろな事業環境の業者の方が入っておられる。また、「労務費」と一言で言ったときの定義の多様性、こういったものを念頭に置きながらご議論いただきたいと

思っております。

おめくりいただきまして、3 ページ目と 4 ページ目にまたがりまして、前回第 1 回において議論いたしました「「労務費」の基準に関する基本方針（概要）」でございますが、前回の資料から、基本方針としておおむね頂いた内容をまとめてございます。この後の資料のページにおいても、必要に応じて書き抜いておりますけれども、適宜振り返りの際にご参照いただければと思います。

資料 1 については以上でございます。

それを踏まえまして、資料 2、第 2 回ワーキングにおいてご議論いただきたい事項という資料をご覧ください。本日の議題ということでございますが、第 1 回、前回において確認した基本方針を踏まえまして、制度の実効性確保のための施策と基準の作成について議論をより具体化させていきたいと考えております。

この議論の具体化に向けて、このワーキングにおける職種横断的な論点の整理に加えて、このワーキングでおおむね合意をされた方針が実際の取引において運用可能かというところについて、見積り・行き渡りの当事者との職種別意見交換を別途進めてまいりたいと思います。前回の資料にもあったところでございますが、これを進めてまいりたいと思っております。このため本日の第 2 回ワーキングにおいては、この職種別意見交換を開始するために必要と考えられる以下の論点について議論することとしたいとさせていただいております。

まず論点 1 といしまして、労務費の基準の実効性確保のための施策の全体像を後ほどご紹介いたします資料 3 で事務局としてまとめております。こちらについてご議論いただきたいのが 1 点目でございます。

また、論点 2 といしまして、この労務費の基準の作成の計算方法の暫定方針でございますが、こちらは資料 4 にご用意させていただいております。こちらについてご議論いただいた上で、一定の合意を本日いただいた上で、職種別意見交換で実際の数値を見ながら議論をしていきたいと思っております。その数字の前提条件として、全体像というものがあろうかと思っておりますので、そういった視点でご議論いただければと思っております。

一方、暫定方針ということでございまして、今後、職種別意見交換の場あるいは実効性確保の全体像というものが、より具体性が煮詰まってきた段階において、必要に応じて見直していくべきものという意識で取り扱ってまいりたいと思っております。

では、資料 3、実効性確保の全体像というところからご紹介させていただければと思

ます。

おめくりいただきまして、少し開きづらいかもしれませんが、A3 でご用意させていただいている資料に全体像ということで1枚にまとめさせていただいております。

労務費の基準の実効性確保のための施策というところで、大きく分けて2つの柱があるかと思っております。青矢印と青枠で記載させていただいております契約時における適正水準の労務費の確保ということで、発注者から技能者を雇用する2次下請まで、建設工事の請負契約の締結場面における労務費の確保ということで施策をまとめております。

右側でございますが、これに加えて我々としては必要だと思っておりますが、契約後の行き渡りという観点で、オレンジ色の矢印とオレンジ色の枠で施策をまとめている。この両輪で施策を進めていくというのが実効性確保に当たって必要だと思っております。もたらしたら払うということではなくて、適正水準を積み上げて、しっかり上位注文者から請求をして、それを相互に尊重するという形に変えていくということが必要かと思っております。

まず具体策ということで、左側の青枠実線の「取組の方向性（案）」の①のところからご覧いただければと思います。①といたしまして、「労務費、必要経費を内訳明示した見積書の提出・尊重の商慣行化」ということで掲げさせていただいております。この労務費の基準というのは、まさに見積りの際の労務費の基準ということでございまして、しっかり見積りをさせていただくということが、まさの実効性確保において最も重要な点かと思っております。そのため基準の前提となる施工条件を明示して、個々の請負契約における適正な見積りを促進するということですか、この中の黒いポツでございますが、業界団体における見積書のひな形の作成。また、各業界団体におけるひな形の作成に向けて国として作成手順を提示する。こういったような施策があり得ようかと思っております。こちらに関しては、これまで社会保険の法定福利費を確保していこうという取組ですとか、安全設計費を確保していこうという取組に関して、同様に標準見積書の作成を促すような施策をこれまで取ってまいりました。参考資料1の中で、10ページ以下でご紹介させていただいているところでございます。ご参照いただければと思いますけれども、こうしたものを労務費とか契約全体という形に展開させていくというイメージを持っているということでもあります。

次に、また、業界団体がサポート体制を構築（国が交渉ガイドラインを提示）ということで記載させていただいております。ここに関しては、例えばこれまで見積りを取るよう

な慣行がなかった業者さんに対して、業界団体のほうで相談窓口を設置するですとか、そういうようなサポート体制を構築するようなことが考えられないかということでもあります。また、国としても、こうした見積りをどのようにしていただく必要があるか、あるいは基準をどのように使って個々の契約で見積るべきかといったようなところでガイドラインを提示していくといったような施策。これによって①で書いております見積書の提出、あるいは受け取った側による尊重というものを商慣行化していくことを進めていければと思っております。

②でございます。「技能者の処遇改善に取り組む企業が競争上不利にならない環境整備」ということでございます。「自主的宣言制度」と書かせていただいておりますけれども、認証制度のようなものを設けて、賃金以外も含めて技能者の処遇改善を総合的に取り組む企業、こうした技能者を大切にする企業を可視化して、そういった企業が注文者に選ばれるような環境づくりを進めていく。こういったことも並行して必要かと思っております。

③ということで、「①②についてルールに反する行為の検証」でございますけれども、ここに関して、特に①であれば、業法上指導監督の規定ですとか、そういったものもございますので、そうした規制的手法も効果的に用いて対処するというところ。その際、ダンピングと生産性向上による労務費抑制とを区別する。こうしたことも留意しつつ、検証もしっかりやっていくということかと思っております。

④は飛ばさせていただきます、右側のオレンジの枠の「⑤適正な労務費・賃金の支払いについて契約上で担保する取組の定着」でございます。こちらに関しては、まさに見積もって契約時に確保された労務費を、その後行き渡らせていくというところで、ここに関しては法律上の見積りの規制の直接の対象でないところではあります、最終的に今回の制度というものが技能者の処遇の改善・行き渡りということを目的としているところからすると、こうした観点での実効性確保策も不可欠かと思っております。

⑤のところ「コミットメント条項の標準約款への追加に向けて、公共工事における試行の実施や、民間工事での活用に関する業界団体との連携の推進」ということを書かせていただいております。確保した労務費の行き渡りを契約上約束するといったコミットメントの取組に関しては、昨年、建設業法の改正についてご議論いただきました中建審の基本問題小委の取りまとめにおいても位置づけさせていただいているところでございますけれども、公共工事における試行ですとか、あるいは約款に位置づけた上で民間工事での当該条項の活用の促進、こうしたものも進めていく必要があろうかと思っております。

⑥でございます。「技能者への賃金支払い状況が把握できる仕組みの構築」ということ
でございます。まさに最終的に技能者が賃金を受け取っているかというところに関して、
これも昨年の中建審基本問題小委の中間取りまとめにも位置づけがあったところござい
ますけれども、まず国交省直轄工事をはじめとする公共工事における試行というものを順
次進めてまいりたいと思っております。国交省直轄工事における調査に関しても準備を開
始しているところでございますけれども、こうしたものを広げていく。また、誰が確認す
るのかということですか、どうやって何を確認するのか、何と比較するのか、そう
いったところに関して試行を積み重ねながら検討してまいりたいということでありませ
う。

特に何と比較するのかということにつきましては、下のポツであります、「CCUS
レベル別年収、技能や経験に応じた処遇推進との比較についても検討」ということで、
CCUS との連携に関して、これまで委員からもご指摘を幾つか頂いておりましたけれ
ども、そうした形で照らし合わせてみるということもあり得るのではないかとと思っ
ております。

⑦は「⑤⑥についてルールに反する行為の検証」ということでございますけれども、こ
ちらは直接指導監督等の規定はないところではあります。コミットメント条項であれば、
契約の相手方がどういうふうに見るかというような観点もあろうかと思ひますし、
処遇改善するという努力義務の範囲で行政として見ていくということかと思ひます。
「確認結果を受け、技能者の賃金水準が、労務費の基準を想定する水準を著しく下
回ったとき、技能者を雇用する事業者には原因がある場合は当該事業者、注文者
による労務費の支払いに原因がある場合は当該注文者に、改善を要請する」とい
ったところで、こうした検証というものも必要かと思ひます。

この青、オレンジの実線は、今回の建設業法にひもづく実効性確保策というところ
ですが、その下の点線のところで④・⑧でまとめております公共工事の特性を踏
まえた対応で、前回、堀田委員、ほかの委員からもご指摘を頂きましたが、
公共工事に関して申し上げますと、建設業法に加えて公共工事の品質確保の
促進に関する法律ですとか、入札契約の適正化に関する法律、公共入札特有
の規制というところもございませうので、こうしたところの趣旨も踏ま
えつつ、例えば青枠の契約時の確保というところでは、入札段階で発注
者が適切水準の労務費が確保されていることを確認するような取組です
とか、行き渡りという観点で言えば、オレンジ色のところで、過度な負
担にならないようにしつつ、発注者が労務費行き渡りをフォローアップ
というところで、こうした公共工事の特性を踏まえた対

応も並行して追加的に検討するという必要かと思っております。

「取組の方向性（案）」ということで、中長期的な方向性、実効性確保策の方向性を掲げさせていただきましたが、下の破線で書かせていただいておりますところで、現在の取引の状況からすると、直ちに①から⑧まで実現することはなかなか難しいところもあるかと思っております。これまで頂いたご指摘等を「実現に向けた現状・課題」という形で記載させていただいておりますけれども、こうした現状・課題も踏まえつつ、「取組の方向性（案）」の実現に向けて、国と実際のプレーヤーの皆様も含めてですが、関係者の認識を合わせつつ、実施可能な取組からアジャイルに進めていくということで考えていきたいと思っております。

本日、この全体像の議論といたしましては、資料3について①から⑧で足りない施策、方向性ですとか、あるいは①から⑧の検討の深掘りを今後進めてまいりたいと思っておりますが、深掘りに当たっての留意点、そういったところに関して、特に実務的な視点、国としてなかなか持てないような視点からコメントを頂けるとありがたいと思っております。

関連いたしまして、3 ページ以降に、実効性確保施策に関しまして、これまで委員の皆様から頂いてまいりましたご意見を参考としてつけさせていただいております。非常に多く頂いております。全てご紹介すると時間が足りなくなりますので割愛いたしますが、例えば基準から上下する見積りの取扱いについて分かりやすく示す必要があるのではないかと、生産性向上に向けた取組は損なわれないようにする必要があるということ、あるいは労務費以外の雇用に必要な経費に対する考え方の整理といったことをご指摘頂いたところは回収しておりますし、見積りを進めるための具体策というところだと、書面契約の徹底、材工分離の見積りというところもご指摘があったところであります。

また、重要な視点としてですが、見積書を出しても元請が受け取ってくれないといったコメントも頂いたところであります。現状では賃上げした企業からしんどくなるというところで、こうしたところに関して先ほどの認証制度的なものも使いながら進められればと思っております。

また、4 ページで行き渡りの担保のところでございますが、行き渡りの担保の仕組みとして、コミットメントが有効なのではないかというコメントを頂いたところでございますとか、行き渡りに関してしっかり取り組んでいる事業者を公表するといったような、ポジティブなインセンティブといったようなものも効果的なのではないかというようご指摘も頂いておりました。

また、CCUS レベル別年収の行き渡りを担保する施策の重要性といったところで、CCUS レベルに対応した賃金に結びつくことを明確に示すことはできないかといったようなご指摘も頂いたところであります。

検証というところだと、誰が検証するかといったところでは、直ちに皆さんが合意できるところはなかなかなかったかなと思っておりますが、一方で誰かが検証する必要があるというところがございます。

6 ページでございますが、公共発注者のところでは、公共工事の特性を踏まえた対応といったところに関しては、先ほどもご紹介いたしました公共発注者に関しての位置づけに対するご指摘ですとか、あるいは公共工事に独自の入札契約制度や受発注者の積算システムが確立していることを前提に仕組みを考えるべきではないかといったようなご指摘、あるいは真ん中の「公共工事における契約（入札時）の対応について」と書いているところですが、予定価格から 10～20%安い額でないと受注できない、落札率に関するご指摘といったものも複数の委員から頂いていたところかと思っております。

資料 3 のご紹介につきましては以上とさせていただきます、非常に長くなっておりますが、次に資料 4 のご説明に入らせていただければと思います。

「労務費の基準の作成について」ということとございまして、計算方法ですとか、あるいは細分化の方針といったところを基本方針に位置づけておりましたところを、もう少しブレークダウンして暫定方針として記載させていただいているところでございます。

資料 4 を開いていただいて、2 ページ目でございますけれども、「「労務費の基準」の計算方法」でございます。基本方針のほうでは、公共工事・民間工事問わず、公共工事設計労務単価を基礎として計算された労務費が、技能者を雇用する事業者まで行き渡るような水準で労務費の基準を設定するということとすとか、使いやすい仕様で作成するということ。また、「具体的には」ということですが、技能者の職種ごとに、現在の契約で用いられている単位施工量当たりの金額（1 t、1 m²作業当たり幾ら）として設定することを基本としてはどうか、細分化は最小限にとどめるとか、あるいは適切な労務費・賃金水準の確保を前提としつつ、生産性の部分での競争の余地を残すといったような形で基本方針として位置づけさせていただいたところであります。

ここを踏まえた「暫定方針（案）」ということとございますけれども、労務費の基準につきましては、工事の完成を請け負うという請負契約の労務費であるという位置づけである目安として、1 日 1 人幾らといった労務単価に歩掛（人日／単位当たり施工量）の計算

式によって単位施工量当たりの労務費として示すということを基本としたいと思っているということでもあります。

その上で、労務単価に関しては、公共工事設計労務単価を適用することを事務局案として位置づけております。もう一つ、B案として公的な賃金関係の統計（賃金構造基本統計調査等の年収又は月収に関するデータ）、厚労省のほうで出しているものがございませけれども、こうした統計を基に算出する単価を適用するというのもB案としてお示しさせていただいております。後ほどメリット、デメリットを簡単にご紹介いたしますが、事務局としては、記載させていただいておりますとおり、これまでの基本方針等の流れも踏まえて、事務局案として記載させていただいておりますけれども、議論の活性化の趣旨として、こうしたB案もほかに考えられるものとして提示をさせていただいております。B案以外にC案をご提案頂いてもいいのかなと思っておりますが、事務局案はB案という形でお示しさせていただいております。

いずれにしても、賃金相当分以外の雇用に必要な経費についても、これまで国として過去の取組を推進してきた経緯等を中心に、その取扱いについて引き続き整理をして公表時において明示、周知徹底することは前提になろうかなと思っております。

また、適用する歩掛のところに関しては、国交省の直轄工事で用いられている歩掛、土木工事標準歩掛とか公共建築工事における歩掛とか、施工内容によって非常に多くの歩掛がございませけれども、その中で標準的な条件のものを選び設定するというのを考えたいと思っております。ただし、公的な歩掛が把握されていない戸建て住宅等に関しては、住宅関係の団体等と意見交換を行って対応方針を検討するというのを考えたいと思っております。工事の施工条件等によって適切な歩掛が異なるというのは十分承知をいたしておりますので、適用した歩掛の適用条件をしっかりと明示することによって、個々の工事において、当該工事の施工条件ですとか各業者さんの施工能力に応じて適切な対応を当てはめて、見積りを行っていただく必要があることの周知徹底というのは前提になろうかと思っております。

いずれにしても、上記の考え方に沿って素案の作成に向けた職種別の意見交換を開始した後、その意見交換の中で、この考え方について不都合が生じた場合には、適宜見直しを行うという前提でご議論いただければと思っております。

「暫定方針に係る論点」は、おめくりいただきまして3ページに記載をさせていただいております。単位施工量当たりの額として示すことについてのメリットは、多くの事業者

にとって個々の見積り・契約時に妥当性を検証しやすいのではないか、あるいは請負契約としての生産性向上インセンティブが保たれやすいのではないか、こういったことがあるかと思っております。

一方、デメリットとしては、歩掛は現場状況とか受注者の施工能力によって当然異なりますので、基準がどういった位置づけのものなのかというのが少しわかりづらくなるとか、あるいは基準の作成が複雑化する可能性がある、こういったところは一応あろうかなと思っております。

また、事務局案の「公共工事設計労務単価を活用することについて」ということで、こちらのメリットですが、民間工事においても公共工事と共通の水準の賃金の原資が下請業者に行き渡るべきこと、技能者に支払われるべきことを明確化できるとか、あるいはCCUS レベル別年収との連携の明確化、こういったところもメリットとして挙げられるかなと思っております。また、重要なポイントとして職種別に設定されているというところがございまして、現在の公共工事の積算体系等と齟齬を来さないといったところが挙げられるかと思っております。

一方、デメリットに関しては、これまで委員からのご指摘でもありましたけれども、あくまで公共工事の積算のための単価なのではないか、あるいは民間工事とのリンクというのは必ずしもないよねといったような話もあったかと思っております。また、特殊な技能や経験を身につけた技能者を評価できる水準ということではないといったことは留意が必要かと思っております。

一方、B案ということですが、これは公共工事だけではなく全ての工事を対象とした統計をベースに議論ができるということではありますが、職種別の賃金水準の違いを設計労務単価ほどの確に反映できないといったところですか、あるいは単価ベースという統計みたいなものではなくて、年収・月収ベースの統計しかないのではないかといったところですか、裏返しではあるのですが、公共工事の積算時の労務費と労務費の基準を元に見積もった労務費との間にずれが生じてしまう。公共工事設計労務単価を特に念頭に置いたときに下請業者に行き渡るべきこと、技能者に支払われるべきことが担保できないような基準になってしまうといったことはデメリットとしてあろうかなと思っております。

「適用する歩掛について」、一番下のところですが、標準的な工種・規格等の条件での歩掛を使うということで、ここに関してはデータが比較的入手しやすいといったようなところがメリットとしてあろうかなと思っておりますが、デメリットとして、自治体等の

小規模工事の歩掛は国直轄工事と異なる。こういったところは留意する必要があるかなと思っております。

こちらに関しても、4 ページで、これまで委員から頂いたコメントをご紹介させていただいております。少し長くなりますので、こちらは割愛させていただければと思いますけれども、CCUS レベル別年収との連携とか、大口・小口の工事での必要な歩掛の差とか、指摘頂いた内容は入れさせていただいているかなと思っております。

5 ページでございます。「「労務費の基準」の作成単位」ということでございます。こちらに関しては、基本方針において、使いやすい仕様で作成するという事とか、細分化を最小限にとどめるといったことで基本方針に掲げさせていただいております。

これを踏まえた暫定方針（案）ということですが、細分化は最小限にとどめるという基本方針を踏まえて、基本的に、規格・仕様といった細かい単位での基準の細分化はしないということは確認できればと思っております。いわゆる物価本と言われるものに照らしてみると、一つの条件の工事でもたくさんの仕様に分かれて材工の額が出されたりしますけれども、そうした細分化というものはしないということを前提に、その上で建築と土木という大きい単位で分けるのか、あるいは「参考資料 P7」と書かせていただいておりますが、各職種に対応するいろいろな作業をどこまで反映するかといったところに関しては、職種別意見交換において具体的な細分化の程度を検討することでできればと思っております。こちらも当然ある特定の条件におけるものであるということを発信することは前提かと思っております。

また、技能者の経験・技能に応じた賃金の支払いというところに関連して、この基準をレベル別に作成することはどうかというご提案も前回頂いていたところがございますけれども、事務局案といたしましては、基準そのものを CCUS レベル別に作成するというのではなくて、特殊な技能が必要な講習について別カテゴリで作成することも併せて検討しつつ、制度全体での「行き渡り」の仕組みの中で他の手段により担保する。先ほど実効性確保の全体策の中で⑥として CCUS レベル別年収との賃金の比較といったものも検討方針として書かせていただきましたけれども、そういった中で担保するといったことを考えられないかと思っております。ここも論点に関してのメリット、デメリットをそれぞれ記載させていただいておりますので、ご覧いただきつつご議論いただければと思います。

6 ページに関しても、関連するこれまでのご意見を掲載させていただいているところで

ございます。

資料4の最後でございますが、更新についてということで、基本的には公共工事設計労務単価や標準歩掛の改定と連動した更新とすることを基本として引き続き検討ということで、一方で、受注者による適切な見積りによって、急激・局地的な賃金水準への対応といったものを考えたいと思っております。ここに関しては、設定した後の改定の話ということで、急ぎ決めなければいけないところでは必ずしもないのかもしれませんが、引き続きこうした方針で検討することでどうかと思っているということでもあります。

長くなりましたが、資料3、4ということで、本日の議題関連の資料は以上でございます。

最後、資料5と6でございますが、「職種別意見交換の進め方について」ということで、今の資料の説明の中で何度か職種別意見交換について触れさせていただきました。

資料5をおめくりいただきまして、1ページ目、中心は労務費の基準に関するワーキングにおける検討というところで、役割として、職種横断的な主要論点の議論、労務費の基準案の作成と書かせていただいておりますが、これと並行して事務局における検討、業界団体内部における検討をしていただきつつ、職種別の意見交換というものを設けて、基準の実効性確保とか素案作成のための検討というものをできればと思っております。

おめくりいただきまして、2ページ目、この職種別意見交換の検討を始める職種についてということでございますが、前回、基本方針においては、職種別に順次検討を進めるということで合意を頂いていたと思います。その中で、この職種別意見交換に関して、例えば労務費の基準素案の作成ですとか、労務費の基準に基づく見積りを業界慣行とするために必要な対応の検討だとか、労務費や賃金の支払いのコミットメント、賃金支払い状況調査等、先ほど実効性確保施策として業界団体をお願いしたい事項を書かせていただきましたけれども、こういったものについての検討というものを含めて、先行する職種から検討を始めてまいりたいと思っております。

先行して進める職種ということでございますが、真ん中の「以下において検討を開始する」と書いておりますところで、土木・建築の双方に幅広く関係する職種であることとか、あるいは労務単価や歩掛といった検討の材料が比較的そろっていること、職種に対応した業界団体がある程度明確とか、それぞれにおける検討体制がある程度整っているというところを踏まえて、鉄筋と型枠の職種について議論を開始できればと思っております。

また、前回、住宅分野に特化した意見交換の場を設けてほしいというご意見が、住団連

さんとか全建総連さんとかから頂いていたと思います。こうしたところも踏まえて、住宅分野は課題が多いということも捉まえまして、住宅分野に係る関係職種への基準適用に当たっての課題整理も併せて始めて、この3つで進めたいと思っております。そのほかの職種についても、準備が整い次第、順次検討を開始するということで進めてまいればと思っております。

最後、資料6でございますけれども、今後のスケジュールということで、今回、「実効性確保の全体像」と「作成方法の暫定方針」でご議論いただいた後、かないますれば職種ごとの意見交換を順次開始いたしまして、次回以降、その進捗について適宜報告、フィードバックできればと思っております。

また、実効性確保策については、全体像を本日ご議論いただいた上で、事務局のほうでさらにブラッシュアップすることとか、あるいはほかの主体においてご検討いただくことがあれば、そうしたことも踏まえつつ、第3回、第4回、第5回に分けまして、それぞれの具体像について議論できればと思っております。第4回、第5回の日程調整は別途進めさせていただきます。

すみません。大変長くなってしまいましたけれども、事務局からの資料説明は以上でございます。

○小澤座長 ありがとうございます。

それでは、討議に移りたいと思いますが、まず本日欠席の委員から発言を預かっていると聞いておりますので、事務局からご紹介をお願い申し上げます。

○石井補佐 続きまして、事務局でございます。

本日ご欠席の委員のうち、恵羅委員からコメントを頂いておりますので、ご紹介させていただきます。

「標準労務費はあくまでも賃金原資の確保とその行き渡りの根拠となる基準であり、賃金の行き渡りの実効性確保については、実際の契約当事者である発注者、元請、下請の各層と技能者の業界全体が、新たなルールに基づく慣行や公正な競争を成り立たせることで成り立つというふうに捉えています。実効性を確保するのは政策やルールやそれ自体ではなくて、その環境を整備するというところに主眼があるのであって、実効性確保の責任あるいは実施主体は、公共・民間を越えた業界全体にあると考えます。その意味で、労務費の基準の作成を担う職種別団体の中心的な役割というのはもちろんのこと、実効性確保に関わる発注者、元請を含むコミットメントの在り方について、今後より実態的な合意形成と

取組が進むことを期待します。その際、建設 G メンなどの監督だけではなくて、発注者責任、元請責任、あるいは業界職種団体ごとの取組など、主体的で多面的な意見交換と検討の継続的な関係づくりがなされることを期待します。

実効性確保に向けた実態調査についても、労務費の行き渡りを確認するためのモデル的な公共工事を皮切りとした実態調査が検討されていますが、設計労務単価と民間を含めた実態賃金の乖離がこれまで指摘されてきたように、むしろ実態的な部分では、民間部門を含めどのような実施体制、協力体制があり得るかについてご検討いただきたいと思います。これまでもそれぞれの業界としての実態調査などが実施されてきたことを踏まえれば、公共工事でのトライアルだけでなく、それぞれから実態把握の取組は、むしろ前倒しでなされていく可能性もあるのではないかと思います。

最後に、労務費の基準について、鉄筋と型枠についてまずは検討を開始するという方針が出ていることから、担い手不足との関係で、これらの躯体職種で多く受入れが進むようになってきている技能実習生や特定技能外国人労働者の処遇、特に正社員という雇用形態、社保加入、月給、時間外賃金、CCUS レベル、寮や光熱費等の住居を含む福利厚生など国内労働者よりも可視化されている部分が、労務費の定義あるいは新たな担い手を確保・育成するために必要な中長期的費用を考える上で参考になるのではないかと考えます。」

以上です。

○小澤座長 ご紹介ありがとうございました。

それでは、ご意見を賜りたいと思いますが、本日 2 つテーマがございます。1 つが「労務費の基準の実効性確保について」、それから 2 つ目が「基準の作成について」でございます。できましたら 1 つずつご意見を賜りたいと思いますので、まず、最初のテーマである「労務費の基準の実効性確保について」、主として資料 3 でご説明いただいたところでございますが、こちらについてのご意見を賜ればと思います。ご意見のある方は挙手をお願い申し上げます。

○荒木委員 建設業協会の荒木です。

実効性確保の全体像の資料④の一番下の欄の「予定価格から 10~20%安い額でないと受注できない」という点につきまして、先に議論していただきたいこととして、2 点挙げたいと思います。

1 つは、材工分離で入札し、労務費については最低制限価格を 100%にして、入札段階から労務費を切り下げない方策を提案させていただきたいと思います。

併せて、かねてから申し上げておりますが、予定価格の約 108%程度を基準に入札し、予定価格とほぼ同額で落札者が選定される制度を導入する対策も改めて指摘をさせていただきたいと思っております。

先日も土木学会で同様の議論が出ていたように承知をしております。参考にして、入札制度の在り方も並行してご検討いただきたいと思います。

以上です。

○小澤座長 ありがとうございます。

ほかにお受けしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○太田委員 この議論は、基本的に見積りの時に労務費を適切な水準に合わせていくという前提だと思うのですが、実態としては、見積りから精算に至る中では、施工費の内訳は変わるというのが通常でございます。恐らく大原則としては、起因者負担ということで、発注者が何か変更すれば発注者が負担をするし、受注者に見積りミスがあれば受注者が負担するというのが大前提であるというような理解をしております。

一方で、経済環境の著しい変化といった受注者、発注者のどちらの起因にもよらないけれども金額が上がってしまったというものについては、今回の整理の中で協議できるようなスキームをつくっていかうというような理解をしております。そうした理解に間違いがないかというところを確認できればと思っております。

○小澤委員 ありがとうございます。

もう少しまとめてご意見を頂きたいと思っておりますので、続けてお願いします。

○楠委員 楠でございます。

実効性確保に関して、實際上 G メンとかの動きといいますか、それがどのくらい効率的に動けるかというところがポイントだと思うのですが、なかなかマンパワーが足りないということもありますので、意見の中で指摘もあったと思うのですが、いろいろ窓口をつくったり、ホットラインをつくったり、そういう形で業者さんのほうからいろいろな意見というものの情報が上がりやすいような、そういった仕組みづくりというものを、どういうふうに工夫するかというのはこれからだと思うのですが、その辺がポイントになるのではないかと考えております。

以上です。

○小澤委員 ありがとうございます。

続けていかがでしょうか。

○長谷部委員 全建総連の長谷部でございます。

労務費の基準実効性確保につきまして、資料で提示されている適正水準を積み上げる方式で技能者に賃金を行き渡らせる、技能者の賃金支払いに反映させる全体像につきましては、おおむね賛成の立場ではありますけれども、現状・実態を踏まえた課題等について発言をさせていただきたいと思います。

現状の元請・下請取引の関係では、下請の重層化が深化すればするほど、上位企業から予算・金額ありきでの発注がされている実態がありまして、下請側の価格交渉が非常に難しい状況があります。適正水準の労務費を最終下請、一人親方等まで確保するためには、下請側から労務費の基準に基づいた適正水準の労務費の見積りを行い、請負契約ができる取引環境の整備等が最重要課題になると認識をしております。そのために材料費等記載見積書の作成手順ですとか、労務費の基準に基づいた価格交渉のフォローアップなど、発注者を含めたサプライチェーン全体で取り組むことの必要性について、国交省から具体的手順等を示した資料の作成と周知をお願いしたいと思います。特に民間発注者や消費者に向けた周知徹底を図ることをお願いしたいと思います。

また、請負契約におきまして、労務費の基準に基づいた労務費の支払い、技能者への適正な賃金支払い等、義務、責任、権利を発生させることのできる標準請負契約約款の見直し等をお願いしたいと思います。

お示しいただいている全体像で一番懸念されますのは、1次下請以降の契約の関係で、青色の矢印とオレンジ色の矢印が交差する部分で、労務費の基準に基づいた適正水準の労務費確保が困難となった場合に、確保のための原資、差額分の金銭負担等について、下請側にそのしわ寄せがされてしまうのではないかとこの点でございます。公共工事においても、工事発注者と元請以降の契約については、「民間同士の契約なので関与できない」という公共発注者の姿勢も散見されております。適正な労務費確保が困難となった場合や、技能者に適正な賃金が支払われなかった場合などに、一方的に下請側だけに差額負担などの責任が押しつけられないように、1次下請以降の契約においても、工事発注者と元請に対して一定の義務・責任が発生する契約条項・約款等の策定・運用が必要と考えますので、ワーキンググループの中でのご検討、論議をお願いいたします。

併せて、建設業法上での賃金の妥当性検証の位置づけの明確化、賃金支払いの根拠となる労働契約締結等の徹底などについて、厚労省など関係省庁とも連携し、賃金支払いも含めた実効性確保の取組をお願いしたいと思います。

実効性確保の具体的な運用に当たりましては、公共工事の発注者として、まずは国直轄工事で労務費の基準に基づいた適正な労務費が最終下請まで確保され、現場従事者に適正な賃金支払いがされる運用等を積極的に図っていただきたいと思います。そのために、公共工事での先行した取り組み、モデル現場の試行など具体的な運用事例の構築を行っていただき、民間工事・民間発注者への周知・理解を進めていくことが必要と考えておりますので、具体的な検討をお願いいたします。

○小澤座長 ありがとうございます。

○相良様（白石委員代理） 日建連より白石の代理で来ております相良と申します。よろしくをお願いいたします。

労務費基準の実効性確保策についてということで意見を述べさせていただければと思います。技能労働者への行き渡りについては、受発注者間の契約において、行き渡りに必要な原資を確保できることが大前提であると考えます。これを鑑み、官庁との契約だけでなく、民間発注者と受注者との契約においても、いかに実効性が確保されるかが重要であると考えます。

労務費の基準は、受発注者間のみならず元一下請負間、設備業者との契約等、建設工事の各過程における労務提供を伴うあらゆる契約において、画一的に適用されるものであることを念頭に実効性の議論をすべきであると考えます。さらに、昨今の物価上昇や工期、品質等に関する片務的契約の排除も重要になると考えております。

以上です。

○小澤座長 どうもありがとうございます。

もう少し頂きましょうか。

○河崎様（土志田委員代理） 全中建設会長代理の河崎と申します。よろしく申し上げます。

先ほど全建さんの発言にもありましたように、労務費を確保するためにも、入札制度も一緒に検討していただきたいことを希望いたします。私ども中小、地方自治体、最低制限価格もまちまちでございますので、その辺も一緒にご検討いただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○小澤座長 ありがとうございます。

○小林委員 東京都財務局の小林と申します。

私は発注者の部署で働いてございます。少子化が進み労働人口が減っていく中で、東京

都におきましても職員の採用、特に土木とか建築とか、このような技術職の採用が難しくなっている状況がございます。このことは工事発注者であります都も建設業と同じような状況で、担い手確保というのが非常に重要な課題だと認識してございます。意見とどうか、課題的なところで恐縮ですけれども、幾つか課題認識を述べさせていただきたいと思えます。

資料3でA3判に書かれているところがございますが、入札段階で発注者は適正水準労務費が確保されていることを確認するとございます。職員の採用確保が難しい中で、入札段階でどの程度が妥当なのか、という判断をどのようにしていくかという点が、非常に關心があるというか、気になる点でございます。

もう1点は、発注者が労務費の行き渡りをフォローアップするとございます。建設工事というのは重層下請が多い形で成り立っているところがありますので、フォローアップをどのような形で発注者が行っていくのか。そして行き渡りの確認をするということですが、この際、水準となる労務費はどのぐらいなのか。そういったところが非常に論点としてあるのかなと思っております。

また、入札段階で労務費を確認したとしても、その後の工事のフォローアップの段階でその金額が例えば違っていた場合に、どのように発注者として対応していけばいいのか非常に気になる点です。

以上になります。

○小澤座長 ありがとうございます。

○小沼委員 松戸市の小沼と申します。よろしく願いいたします。

先日、時事通信社から『地方行政』が発刊されているかと思うのですが、この中で国交省さんから建設Gメンの調査の効率化という形で記載されておりました。国交省さんも建設Gメンについては、長時間労働とか工期の適正化とか、その辺を調査していくよという形で載っております、地方整備局の方々が全国140人ぐらい配置されているよという形で載っております。今後これに加えて、労務の調査がかなり厳しい中で委託も視野に入れていると載っておりますけれども、適正化等々を考えると、建設Gメンにおきましては法律家とか、受注者側の立場において、これが適正にできているよと加点されるようなシステム、私どもは入札におきましては一部で総合評価の入札を実行してございます。その中で加点されるような仕組みを取り組んでいくということをやっていくのも一つかなと思っておりますので、ご検討をよろしく願いいたします。

以上です。

○小澤座長 ありがとうございます。

一度ここで事務局のほうで、ご質問もあったかと思いますが、対応をお聞かせいただければと思います。

○石井補佐 事務局でございます。

まず落札率だとか、あるいはその予定価を現在の 108%にするとか、全建の荒木委員から頂いたご指摘のところ、公共工事のほうでどういう当てはめをするかに関しては、もう少し具体化をして次回以降、我々としても案を考えたいというところがございますけれども、今回、予定価格ということをどういうふうに捉えるかというところで、例えば労務費 100%で見るとか、そういう趣旨のご提案だと思うのですが、どういうふうに見ればワークするかとか、そういった観点も重要なのか。まさに生産性とか、あるいは施工効率を上げるということとの観点というところもあり得るのかなと思っています。そうしたところも踏まえて我々としても考えて次回以降の案にしていきたいと思っております。

太田委員からご質問があった点と、あるいは長谷部委員からご指摘があった点もある程度似通っているのかもしれないのですが、見積りの段階と実際の施工の段階で違う場合の対応ということかと思えます。ここに関しては、基準そのものを直ちに当てはめて何かというよりは、基準の考え方に沿って協議をしていただくというプロセスが重要かなと思っております。そうした協議が進むような施策を打っていくということかなと思っております。

楠先生から、G メンのところに関してもご指摘を頂いたと思えます。G メンの検討というところに関しても、具体策について引き続き、繰り返して恐縮ですが、ご提案頂いた内容の実現可能性というか、今ホットラインとか窓口とかを置いているところでございますので、こうしたものをどうやって進展させていくかということも含めて、仕組みづくりを検討してまいりたいと思えます。

全建総連の長谷部委員からご指摘を頂いていたところ、材料費等記載見積書の作成手順とか、あるいは行き渡りのフロー図、事務局案としての詰めというものは引き続きやってまいりたいというところと、民間発注者への周知徹底というところは、我々もしかりでございますけれども、それぞれの契約当事者とか団体さんのご協力もいただきながらしていかないと、なかなか進まないかなと思うところもありますので、ぜひ一体となってやっていければと思います。

標準請負契約約款の見直しに関しましては、直ちにどうということはありませんが、もちろんコミットメントの約款への盛り込みの検討と並行しつつ、どういったものが妥当かというところの検討はしてまいりたいと思っております。

厚労省との連携というところもご指摘いただいていたと思います。こちらに関しては、このワーキングの検討としてもしっかりやってまいりたいと思います。

全中建さんの入札制度の議論というところも、全建さんとも一体ということかと思いますが、次回以降、具体策のところでも公共としての論点というところで取り扱ってまいりたいと思います。

東京都さんの入札の段階でどの程度見るべきかとか、あるいはフォローアップというところでどういうふうな基準として照らし合わせて見るべきかといったところで、先ほどの労務費を100%見るかどうかというところ等を含めて、同じ論点かと思っております。いろいろ難しいところはあると思いますが、検討を進めてまいります。書いておりますけれども、過度な負担にならないようにということが念頭に置かれるべきかなと思っております。

順番が前後してしまいましたけれども、日建連さんから、全ての請負契約において適用されるということと、片務的な契約の排除といったところになります。これも契約という中で、各項でやっていただく部分が多いところではあると思っておりますけれども、民間の請負約款の定着といったところとも、そういったものを一緒に進めていく必要があるのかなと思っております。

松戸市さんの総合評価、これも公共の論点は多いところではあります。総合評価で加算するというのも一つの案ではないかというご指摘かと思っております。そうしたところも含めて、公共の論点の整理というものを進めてまいりたいと思います。

以上です。

○小澤座長 ありがとうございます。

それでは、続けてご意見を頂ければと思いますけれども。

○丸山委員 山下PMCの丸山でございます。

私は民間の発注者の代理としてこの場にいる、その立場であると理解をしておりますが、今大きくは公共工事からまず始めようということでもございますので、自治体から発注者支援業務を受けているCMの代表として、まずお話しをさせていただければと思います。

まず、今出されている実効性の確保という観点につきまして、設計が完了して数量と仕

様を発注者の責任で提示をして、そこに標準単価や歩掛を掛け合わせて価格を決める直轄の土木発注の入札であれば一定の実効性確保というのは見えるかなど、聞いていて感じております。ただし、今もいろいろ出ておりますけれども、例えば3次以降の重層下請を禁止する等の方策がないと、行き渡りというところの実効性に影が落ちてくるだろうというふうにも感じています。

一方で、建築工事で考えたときに、民間だけでなく、2014年の品確法改正以降、地公体でも大変採用が増加しておりますDB発注、PFIなどの発注の際には、どのように採用していくのかというのが、まだ私自身想像ができないなというふうに思っております。基本的には発注時にはボリュームと建物のプログラム、要求水準、精度のみを提示して発注をするスタイルでございますので、仕様も数量も原則として受注者が提示をいたします。これは民間で行われる場合もある程度同じだと思いますが、かつ設計もまだ完了していません。その発注の時点で各専門工事会社の見積りを徴収するということが現実的ではないと感じます。設計が完了した時点で標準労務単価を確認できるような積算を再度行って工事請負契約を締結するという形を想定されるのかもしれませんが、そうした場合、設計開始時の提案に基づいて、その企業もしくはグループを特定した蓋然性というのはどこで確認ができるのかということの問題も出てまいります。実際その金額を各自治体が議会を通すというのは非常に難しいことでもありますし、かなり国が主導してそのやり方まで指示をしていただかないと、発注者支援業務を行っている我々としても、どうコントロールしてマネジメントしていくのかというのが、ちょっと見えないなと感じているところでもございます。

いずれにしても、民間であれ、着工の時点において全ての生産計画は完了しているということは稀かというふうに思います。全ての積み上げというのを時点時点で行っていったときに、総価請負契約を行っている場合の請負契約の内容と実際に積み上がってきた数字との差を、どのように、誰が、どう負担していくのかというルールまで鑑みていかないと、公共工事ではある程度できるかもしれませんが、民間工事において適用されていくということが難しくなっていくのではないかなと感じておまして、その点も含めて丁寧な議論、検討が必要ではないかと思っております。

1つだけプラスしてお話しをさせていただきますと、標準単価でございますが、私どもCM会社とか設計事務所は、国土交通省さんの設計業務委託等技術者単価、これを民間工事においても採用する例は非常に多うございます。なぜそれが民間においても採用できて

いるのかというのをひもとくのもヒントの一つになるのかもしれないなということを付け加えさせていただきます。

以上でございます。

○小澤座長 どうもありがとうございます。

○堀田委員 堀田でございます。

標準労務費がきちんと払われているか、行き渡っているかということの実効性確保についてですけれども、そもそもこの確認の仕方が仕組みとして機能するように設計されているのかどうかということについて、1点指摘させていただきたいと思います。

標準労務費、今、方針で挙げられているように、単位施工量当たりの労務費として示されているわけです。これは労務単価に歩掛を掛けたもの、掛け算の値ということになります。今、仮にですけれども、ある者が単位施工量当たりの労務費を見積り等で示して、実際にその金額が支払われていたとします。例えばそこに建設 G メンが入って、労務単価と歩掛も確認をしたとします。今、単位施工量当たりの労務費について、これをコミットした、支払うということを約束したという状況だとすると、逆に言いますと、掛け算の中身については何もコミットしていない、そういう意味にもなります。実際に調べてみたところ、たまたま支払われた労務単価が著しく低かった。これは設計労務単価と比べても何と比べてもいいんですけれども、想定していた労務単価とは著しく低かった。一方、何と申しますか、これは非常にゆっくり人をかけてやった工事なので、歩掛としては非常に高い数値が実際にかかった。そうすると、掛け算の答えとしては合っています、問題はありません。ただ、毎日支払われている労務単価については、設計労務単価と比べると著しく低いという状況が起こっています。これは問題なしというふうにするのかどうか。これは問題なしとするのは、今回の法の趣旨に照らして考えると、ちょっと違うのではないのでしょうかということもあると思います。

これは生産性向上へのインセンティブを重視するというやり方で、非常にメリットも大きいので、この方針について反対するものではないのですけれども、一方で、確認するときには今申し上げたような論点が当然生じるかというふうに思いますので、これについてご検討いただければと思います。

○小澤座長 ありがとうございます。

お待たせしました、どうぞ。

○渡邊委員 UR の渡邊でございます。

私のほうは発注者の立場ということでございますけれども、どちらかというと入札段階ということと、一番重要なのは、工事が始まってからちゃんと労務費が払われているかというところかと思います。入り口論では、内訳のチェックということで、発注者の関わりは不可能ではないかなというところはあるのですけれども、最終的な行き渡りという部分では、例えば資料にもございますとおり、発注者が労務費が行き渡るようにフォローアップするという部分でございますけれども、今回のワーキング以降でも、多分入り口論の内訳書のフォーマットみたいなものを今後つくっていこうというお話が出ていたかと思うのですけれども、いわゆる下請さんが発注者側に提出する際、いわゆるチェックをするためのフォーマットといいますか、どういう書式で、どこにどう数字を入れてどうすればできるみたいなことをある程度統一化していった方が、確認する側にとっても、またリアルに実効性についてもよろしいかなというところで、一つご提案させていただきたいのが1点でございます。

もう一つは、先ほどからのお話に出ていたと思うのですけれども、いかに下請さんに支払われるかという中の実効性の部分で、資料1の1ページのところですが、基本的な考え方は、労務費に経費を積んで、材料費を積んで、元請さんが受注されるという構図のところの労務費というのは基本的には下請さんに順々に払われていくという考え方だとするならば、この複層化された下請さんの、特に住宅業界はそうなのですけれども、そういった場合はどうしても3次下請、4次下請となっていくと、労務費を減らしていかない限り経費が浮かないという形になってしまうという部分が絶対起きてしまうというのがリアルに見えているという状況でございます。そこをいかに防いでいくかということを考えていかないと、入り口のところだけでは正しくできていても、最終的な職人さんのところまで行き渡るというのは非常に難しいかなというところで、ある程度下請さんの中でもグルーピングとか団体に加盟するとか、何とかそういった形で複層化を防ぐ形を取らない限り、発注者の立場としても経費をどんどん積み上げるわけにはいきませんので、そのあたりをぜひ並行して考えていただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

○小澤座長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○大森委員 大森です。

まずは資料を作成いただきましてありがとうございます。「実効性確保」の全体像については、私は全体的には賛成で、適正水準を積み上げる（下流から上流へ価格が決まる）

形にしていくのが望ましいだろうと思っております。

ただ、実際の契約の流れを考えると、発注者と元請の間で金額を含む契約内容が決まった上で、元請から1次下請、1次下請から2次下請というように契約が締結されていくのが通常ですので、積み上げを実現させるのは、少々難しいところがあるのではないかと感じております。元請が発注者と契約する時点で、例えば2次下請までで済むと思っていたけれども、実際は3次下請以下まで必要だったというような場合は、何とか技能者まで適正な労務費が行き渡ったとしても、途中の下請会社の経費等が必要十分ではないような場合も考えられるかと思えます。そうだとすると、技能者に頑張って支払い続けていた優良な会社が存続できないことになりかねず、そのような事態は、避けるべきと思えますし、逆に、会社の経費に充てた分労務費が行き渡らなかったという事態も、当然避けるべきですので、そこをどう担保するのか、という点について検討が必要だろうと思えます。あくまで一つの案として聞いていただきたいのですが、発注者と元請の間での契約時点で、回数制限をすとか、回数制限とまではいかなくても発注者と元請の間で何回下請までを想定しているのかについて共有し、それを前提とする契約内容、金額にすることが、一つの方法として考えられるのではないのでしょうか。

以上です。

○小澤座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○岩田委員 建専連の岩田です。全体について、問題なくきれいにまとめていただいていると思います。ありがとうございます。

実際いろいろなご意見がございましたけれども、現場でどのように価格が決まっているかというのは、立場によって見方も違うでしょうし、その実態を11月14日、ちょっとコマーシャルになるのですが、建専連の全国大会でやります。これは元請の方、専門工事企業、職長、それと職人、いろいろな立場の方にアンケートというか意見を実際にヒアリングして三部作で積み上げております。ですので、そこを見ていただいて、このように決まっているのかということをご参考にしていただいて、12月の意見交換に生かしていただければと思います。

以上です。

○小澤座長 ありがとうございます。

○青木委員 住宅生産団体連合会の青木と申します。

まとめていただいた実効性確保についての全体像ですけれども、おおむね賛同させていただきたいと思います。ただ、この中でも現状の課題が下のほうにいろいろ書かれていますけれども、こちらに関して、まだまだ越えていかなければいけない山がたくさんあるなど認識しております。

先ほどもお話しがありましたが、元請がお客様から受注した金額と、お客様との契約が終わった後、今度は下請に対して「この金額でお願いします」という形でやる際に、金額ありきで下請に出すとすると、足りなかった分はどうしても下請に負担が行くというお話が当然あるかと思いますが、私どもの連合会の中でガイドラインをつくってありまして、基本的には売価と原価は別物であるとしております。例えばお客様とそこそこの金額で契約してしまった。その安い金額で実際に造るのかというと、そういうわけではなくて、実際に発注する際は、原価として必要なものはきちんと下請に払ってくださいと。その際は元請がいわゆる利益率を低くして、そこでやってください。それを原則というふうにしております。

ただ、現実問題として、元請がある程度利益率を低くして受注してやっていく際に、現状では、我々も利益率を低くしているのでも下請さんも少しかぶってくださいとお願いするということが実際やられております。それが今後、全く不可というふうになるのか、それともそれはお互いさまということでやっていけるようになるのか、体力の乏しい下請けが自らの利益率を下げることに限度があればこれまで通り労務費で調整せざるを得ないことも考えられ、その辺は今後つくられる労務費の幅によるのかなとは思っております。現状はそういった状況があるということを、まずお含みおきいただきたいと思います。

それから、A3 の⑥のところに「技能者への賃金支払い状況が把握できる仕組みの構築」という項目があると思いますが、特に大手ハウスメーカーなどは、一番末端の技能者の皆様に幾ら払われているかというものは、賃金台帳を取り寄せしない限りほとんど分からないというのが現状です。社会保険料の算定のために賃金台帳を集めて労務費を調べているという会社もありますけれども、それはごく一部であって、一般的には技能者への賃金支払いがどうなっているかというのは分からない状況です。

一方では、今後 G メンに動いていただいて、現場のところで労務費が実は低く抑えられているというような結果が出たとして、それをたどっていったら元請の企業はここだったという話が当然出てくるかと思いますが。その際には、先ほど申し上げたように、技能者への賃金支払いが把握できていない状況で、一方的に元請責任という話になってしまうの

も非常に厳しい感じがあります。その際には、Gメンの方々の調査が、現場での一方的な声だけではなくて、どういう経緯で結果的に賃金が標準より低くなったのかというところまで、中間も含めて調べた上で、負うべき責任はどこにあるのかということを確認させていただくということが必要ではないかなと感じました。

以上です。

○小澤座長 どうもありがとうございます。

○前田委員 私は日本建築積算協会の代表の立場で、お話しをさせていただきます。

「労務費基準の実効性確保について」の全体像については、取組の方向性（案）で進んでいただくのは良いかと思います。

ただし、見積内訳書等作成する立場としてお願いしたいのは、見積り期間が非常に短い点です。下請さんから業者見積りを頂いて、内容を検討して見積書に反映される適正な時間・期間が確保されているのかという点について、議論が進む中で非常に危惧しています。ですから、検討時間の確保、見積り期間の確保というのを視野に入れていただきたいです。

それと、総論から各論に移るときに、具体的にどうしたらいいのだろうかということになるかと思います。その点については、資料1番の①に書いてありますけれども、国が直轄工事をどう進めたらいいかというところの作成手順を明確にさせていただき、実際に予算上どういうふうな金額が設定されているのかというのを必ず予算書にフォーマットを作って可視化していただきたいです。

そして、実際に支払われた金額については、予算時の見積りは事前原価で、現場では条件に応じて変更の可能性があります、賃金台帳を確認するというのが究極の方法かと思います。そこまでやらないと、この実効性確保は難しいかなと思います。現状、日本の建設業は、重層構造になっていて、下請1次、2次までとは限りません。前回も住宅関係の方がおっしゃっていましたが、4次、5次というのがあります。ですから確実にやるのであれば、そこまで考慮してやっていただけたらと思います。

○小澤座長 ありがとうございます。

まだ残っておられる方はいらっしゃいますか。——よろしいですか。

それでは、事務局からお願いします。

○石井補佐 まず、丸山委員からあったと思いますが、PFIとかDB契約とか、昨今多様な契約形態というところがあって、そうしたところも配慮して制度設計をするべきだというようなご意見として頂いたと思っております。そうしたところは引き続き我々としても

勉強してしかなければいけないところかと思っております。そうしたところも含めて、今後の検討というものを進めてまいりたいと思います。

また、民間においても、技術者単価、国交のものを使っているというところの情報提供をありがとうございますというところです。

丸山委員を含め複数名の方で共通していたというところかと思えますけれども、まず見積りというのが、必ずしも下請から現状積み上がる形になっていないというところで、上位層、元請とか元請発注者の段階で固まってしまうことが多い。そういう中でどう実効性を確保していくかというようなご議論をいただいていたところはあったかと思えます。青木委員からのご指摘が非常に重要な点かと思っております。売価と原価というのは別物というところかと思えますが、元請さんとして最初にどういう額を設定するか。下からの積み上げを待たないで額を決めるというときに、どういう額を設定するかというのは大変重要な問題かなと思っております。

堀田先生からの確認の仕組みのところ、実際に当初予定していたよりも工期が延びたとか、どういう単価を使うにせよ労務単価より想定しているものが安い場合にどうチェックするかというところで、チェックの在り方というところも引き続きの検討課題ではございますけれども、まさにどういう工期を前提に置いて契約したかというところが大事なところかと思っております。そこから変更したときに、どう変更するかとか、そういうことがあるのかなと思っておりますけれども、そうした確認の在り方みたいなところも引き続き検討してまいりたいと思っております。我々としては、まさに想定する単価で技能者に支払われることが大事なことかと思っております。

渡邊委員から、下請のほうをチェックをするときのフォーマットというところでご指摘を頂いたところでございます。そうしたチェックのところでも引き続き検討してまいりたいというところと、ほかの委員からもご指摘があったところかと思えますけれども、重層下請構造の中でどういうふうの実効性を確保していくかという話で、これはまさに何層の工事であったとしても、当初想定をされた見積りに沿って基準に沿った額の支払いというものがなされていくということが重要で、まさに次数は何次であっても変わらないという認識で今回議論しているということは申し添えさせていただきたいと思えます。

また、大森委員から、発注者一元請のところ、次数制限を最初に規定するのはどうかというご提案も頂いていたかと思えます。これは今直ちにとということではありませんが、日建連さんのほうで過去、団体さんとしてか、加盟団体さんだったか失念しましたが、下請

の次数制限をするような取組というものがされていたようなお話があったと思います。今後の議論においても、どういうふうに進んでいるのかとか、実効性が担保されているとか、そういったようなお話をいただくとありがたいのかなと思った次第です。

岩田委員からの11月14日は私も見に行きます。ちょっと遅れるかもしれませんが。

住団連さんの売価と原価は別物というところと、労務費の幅というところでは、現在、我々としてはまさに賃金というところで見ているところで、利益というものをどう捉えるかというところだと思っています。今回、基準の中に利益そのものまで入れるということではないと我々としては想定をしているところでございまして、まさに雇用に必要な経費というところをどう捉えるかという問題だと思っています。その中で利益率を低く見積もってしまった場合というのは、まさに個々の協議になろうと思いますけれども、いずれにしても交渉がしっかりなされる、押しつけにならないということが大事なのかなと思っています。

見積り期間が短いというのは、官民双方あり得るところなのかなと思いますが、こうしたところも、交渉ガイドラインとか、そういったところにおいて論点として回収しながらやっていくということかなと思っています。

賃金台帳の話も何名かの委員から頂きましたけれども、どういうふうに、誰が、どのぐらい見るのか、何と比較するのか、こういったところは我々としても論点だと思っていますので、引き続き検討してまいりたいと思います。

以上です。

○小澤座長 ありがとうございます。

1点だけ、少し誤解があるかもしれないなと思ったのは、堀田先生が指摘されたのは、労務費の基準の考え方を単価×歩掛としてしまうと、実際と違うケースは、両方が違えばトータルで合っているということもあり得るので、その辺の考え方はこのままでいいでしょうかというご指摘を頂いたのかなと思いますので。

○石井補佐 基準の考え方としてはこれだと思っていますけれども、単価として支払われるのは、まさにこの基準が想定する単価が支払われるということが大事で、適切な歩掛というものを各項に設定するということだし、想定と変わってしまった場合というのは、当初の見積りと大きく前提が変わってしまったのであれば契約をし直すということもあるので、しっかり想定した契約をして、かつ支払いがなされるということは大事なのかなと思いました。

○宮沢参事官 1点、補足で。堀田先生がおっしゃっていただいたことは、労務費を実際に見積もったときに、例えば10万円ですとなったとしても、単価の部分をしごく安くして歩掛を大きくして算出した10万円と両方が適正な10万円と、同じ10万円といっても違うのではないのでしょうかというお話しを多分頂いたのだと私は理解しています。

これは確かにおっしゃるとおりだと思っていて、ただ10万円だということだけ見ればいいのか、はたまた内訳のところを見て、単価と歩掛の掛け算の様子を見て適正かどうかと見なければいけないのか、これはまた我々としても考えたいと思いますし、それを仮にやっていくと、実際の見積り段階でもそれは分かるようにしなければいけないというのもあるでしょうし、あるいはGメンが入ったときにも、単に10万円だと見るだけではなくて、その内訳を見なければいけないのではないかという議論にもなってくると思いますので、その辺は我々で検討させていただいて、具体策という形で次回以降お示しできればと思います。ありがとうございます。

○小澤座長 ありがとうございます。

一応一通りご意見を頂いたかと思いますが。テーマ1の「実効性確保について」、様々ご意見を頂いたところですが、まだまだ課題をご指摘頂いているところではありますけれども、この全体像について、実効性確保の具体化に向けてさらに検討を進めていただければというふうに思います。

○西野委員 京都大学の西野です。

すみません。今、堀田先生のご指摘と国交省からのご回答についてなのですが、もともとの標準労務費の検討を始めたというスタートラインのところ、入職者の確保ということと離職者の防止・抑制という問題意識があったと思います。

そういう意味で言えば、堀田先生のご指摘を、例えば新規入職者の人に当てはめると、まだトレーニング中だからということで、すごく低い賃金設定になるということもあります。そこがあまりにも低いと、そもそもこの標準労務費を設定したという問題意識の新規入職者の確保というところにかかってくる。ですので、ある程度一人前の技能労働者に対して標準労務費というのが実効性を持って適用されるというのはもちろんなのですが、その標準とは何かということ、新規入職者であっても、これからトレーニングを積んでいく段階であっても、最低限これぐらいの賃金は得られるというようなところのセットでないと、掛け算をして合ってくるけれども、実態として見ると、もともとの設定の狙いにそぐわないというような可能性もあると考えました。堀田先生のご指摘とちよっ

とずれるかもしれないのですけれども、その点で、最低賃金というか、最低ラインというところも標準と合わせて考えていく必要があるかと思えます。

以上です。

○小澤座長 どうもありがとうございます。

それでは、時間もございますので、次のテーマでございます「労務費の基準の作成について」、資料4についてのご意見を賜ればと思います。ご意見のある方は挙手をお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤委員 パシフィックコンサルタンツの佐藤でございます。事務局案のお取りまとめ、ありがとうございます。

こちらの件ですけれども、事務局案としてご提示いただいた公共工事設計労務単価の適用というところに賛同しております。今回、担い手の確保というところと、冒頭、平田局長様のご挨拶にありました共通言語というところでも、なるべくシンプルな仕組みで、特に技能者の方であるとか、本業ではない事務手続であるとか事務作業にあまり力を取られなくて済むような簡素な仕組みをぜひつくっていただきたいなと思ひまして、そういった意味では、現在周知されているであろうこの事務局案というところをご適用いただくのがよろしいのかなと感じたところです。

○小澤座長 どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○太田委員 太田でございます。

先ほどの堀田先生の議論に少し近いところだと思うのですけれども、発注者の立場から申し上げますと、物をつくるときに、10の物をつくるのであれば対価は10ということで、労務費×歩掛というところで、仮にスキルが高く・生産性が高い方が短い時間でつくれば10ですし、逆にスキルが低く・生産性が低い方が時間を掛けてつくっても10ということで、成果物に対しての費用をお支払いするという考え方になってくると思いますので、労務費×歩掛の議論はありますけれども、そういう考え方で良いかということを確認したいと思います。また、そのような考え方で間違いないということであれば、委員の皆さんがおっしゃっているように、労務費と歩掛の考え方をばらばらではなく、セットでご議論いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○小澤座長 ありがとうございます。

ほかに。

○相良様（白石委員代理） 日建連の相良でございます。「労務費の基準の作成について」ということで申し上げさせていただきたいと思います。

「歩掛の施工量で競争の余地を残す」とございますが、歩掛を下げることによるダンピングが行われる可能性は、やはり排除できないと考えます。元請としては、下請からの見積りが真に生産性向上による歩掛の値なのか、ダンピングによる歩掛の値なのかを区別できるように、ダンピングを排除するための基準等を設定してもらう必要があると考えます。

それから、歩掛は施工条件、季節等によって大きく変動します。上記の基準に合わせ歩掛を補正するための係数定義、標準化の手法についても設定してもらう必要があります。型枠、鉄筋から議論を始めるということですが、今年のような異常気象、酷暑では歩掛が落ちますので、そういったことも考慮に入れていただけないのかなと思います。

それから、さらにはこれらの建物の要求品質を、確保できる施工品質であることが前提であることを確認する必要があると考えます。

また、暫定方針（案）で「基準そのものを CCUS レベル別に作成するのではなく」としていることについてですが、技能者の経験、技能に応じた賃金の行き渡りを確保するためには、労務費の基準を CCUS のレベルを踏まえた内容にすることが有効と考えます。複雑なものにすべきではないですが、そういうふうにならないような工夫をする余地はあるのではないかと考えます。いずれにせよ、労務費の基準が CCUS レベルに応じた賃金の支払いに結びつくような仕組みを構築することが重要と考えます。

最後に、公共工事設計労務単価の件ですが、これはいわば過去の結果に基づく値であり、現在の市況状況を適宜反映しているとは言い難いです。技能労働者の処遇改善を主目的とする趣旨に鑑み、公共工事設計労務単価を使用するにしても、適切な補正を考える必要があるのではないかと考えます。

以上となります。

○小澤座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○荒木委員 全建の荒木です。

資料の 2 ページの労務単価のことにつきましては、いずれの労務単価の採用であっても議論をして決めることに異論はございません。ただ、今もご指摘がありましたように、これはあくまで実績値として集計されているだけです。

本論からは外れますけれども、分析的数値になるような集計方法を考えていただきたい

と思います。例えば同じ職種の労働者で、月給制の労働者の平均賃金と日給制の労働者の平均賃金がどのくらい差が開いているかを分析すると、望ましい労務賃金の程度というのが出てくる、という利用方法も考えられます。ですから、標準労務費とそれを取り巻く全体環境の中で、労務賃金についていろいろ分析をしてデータを出すということを考えていただきたいと思います。

歩掛につきましては、特に地方公共団体の工事では、小口の歩掛が用意されていないという状況があります。文章の中に「当該工事の施工条件や建設業者の施工能力に応じて適切な値を当てはめて見積りを行うべきことを周知徹底する」とありますが、周知徹底したからできるということではなく、そもそも許されていない、つまり地方の公共団体が個別の歩掛を当てると、公共団体の財務部局や会計検査に通らないということで、利用できないということがベースにあるということを指摘させていただきます。そのところを国のほうから地方公共団体あたりに指導する、又は根拠を持って財務部局に対抗できるようにしなければ、この運用はうまくいかないということを指摘させていただきます。無理やり小ロット工事に標準歩掛による標準労務費を当てはめることは、予想外のデメリットが発生するという危険があるということを申し上げます。

以上です。

○小澤座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○長谷部委員 全建総連の長谷部でございます。

労務費の基準の作成につきまして、まずは基本方針で示されております技能者の賃上げにつながるようという部分と、技能者を雇用する事業者まで行き渡るような水準で労務費の基準を設定するというを踏まえた水準で作成をお願いしまして、併せて参考の歩掛ですとか、1日時間単位での労務単価など、基準の構成をしっかりと明示をしていただき、特に下請側が価格交渉等をしやすい環境整備をお願いしたいと思います。

また、職種別の意見交換では、個別住宅分野での論議をお示しいただきましてありがとうございます。併せまして、この基準に沿った賃上げをした企業が取引上不利にならないように、全ての技能者が対象となる汎用的な労務費の基準作成の検討もお願いしたいと思います。

また、技能者の経験、技能に応じた賃金支払いを進めていくために、CCUS レベル別基準等については、制度全体の行き渡りの中の仕組みの中で他の手段により担保するとき

れておりますけれども、CCUS の民間工事や住宅分野での普及促進、能力判定の推進、また新規入職者の確保等の観点からも、他の手段による担保についての具体化、明確化をしっかりと論議をしていただくようお願いしたいと思います。

以上でございます。

○小澤座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○河崎様（土志田委員代理） 全中建会長代理の河崎でございます。

私ども中小では、生産性向上のため多能工を活用しています。技能者の評価には多能工がなく、この際に定めていただきたいなと思っております。よろしくお願いたします。

あと1点ですが、歩掛ですが、都市部の生活道路の工事をしておりまして、8時間労働ができない現状がございます。朝の通学路の関係で7時～9時は警察の許可が下りませんので、9時～5時までの決められた時間で道路工事をしております。ご検討いただきたいなと思っております。よろしくお願いたします。

○小澤座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。——ございませんか。

ないようでしたら、事務局からお願いできればと思います。

○石井補佐 ご意見ありがとうございます。

まず、佐藤委員から、簡素な仕組みでということで、事務局案にも賛成ということで発言いただきましてありがとうございます。実際に仕組む上では、まさに簡素な仕組みというところは大事なことかと思っておりますので、引き続き具体の検討を進めてまいりたいと思います。

太田委員からございました成果物への費用を払うという理解でよいかというお尋ねであったかと思っております。まさに請負契約としてということかと思っております。適正な労務費に関する交渉というものが前提だと思いますけれども、請負契約という形で進めていくということで、それは変わらないということかと思っております。

相良代理からご指摘を頂いたところですが、歩掛も非常に多様な条件がある。まさに酷暑の場合とか、どういうふうに考慮するのかというようなご指摘があったかと思っております。どういう条件である場合には補正をすべきであるとか、そういったところについて

しっかり対応していくというか、活用ガイドラインとして示す等の中において、どういう補正事項があるかというところは、しっかりお示しをする必要があるかなと思っておりません。

また、品質を満たすものとしてやっていくということは、そのとおりにかと思っておりません。

これは荒木委員とも共通するところであるかと思いますが、公共工事設計労務単価のところ、過去の実績値であって適切な補正というところかと思いますが。ここに関して言いますと、どういうふうな加工ができるのかみたいのところと、そこに関して言えば、違うものを取扱うということについての積算との関係性というのは、よく考える必要があるかなと思っております。

レベル別でつくるというところに関してですが、デメリットというところに関して、日建連さんと、下請さんとの関係で言うと、見積りを受け取る側に立つところになるのかなと思うのですけれども、レベル別の見積りを受け取ったときに、具体的に対応できるイメージがあっただけをいただいているという理解でよかったかというところ、そこも含めてレベル別でつくるべきという提案であれば、デメリットを補足するようなところがあれば、ちょっとご発言いただければありがたいなと思いました。

荒木委員のところ、小口歩掛に関して、どういうものを設定できるかというところは、我々としても「こういうものができます」と申し上げるのは難しいところかなと思っております。全体としてこの基準をつくっていくという議論の中で、今後、職種別の意見交換で議論する上で、小口歩掛といっても、何か一律の補正係数を掛けるものではないのかなと思っているのですけれども、具体的にこういうふうな方針でつくるべきみたいのところがあれば頂ければと思った次第です。

全建総連さんからの戸建て住宅分野の検討を引き続き進めていくということについては、まさに住宅分野の意見交換で進めたいというところであります。

また、CCUS の普及促進、能力判定の推進の観点から、ほかの手段による担保の明確化をというところでしたが、今のところ賃金の確認のところ、一つ使うことは案として挙げさせていただいているところ、ぜひほかに要するものがあれば本会議でも、また別途でも、ご指摘を賜ればと思います。

多能工の話は、ご指摘のような論点があるというのは我々としても承知しております。まさに今、鉄筋と型枠から始めるというのは、職種の労務単価が明確であるということ

もって先に始めるということでありますが、多能工の議論とか、そういうところも含めて引き続き検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○小澤座長 ありがとうございます。CCUSの話はご意見を伺ったほうがいいですか。

○石井補佐 後でも。

○小澤座長 よろしいですか。ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

○西野委員 京都大学の西野です。

職種別に順次検討を進めるということなのですけれども、この標準労務費を廉売行為の指標とするというふうな位置づけでもありますので、職種別の検討の進捗に関わらず、例えばですけれども、資料6に示していただいている令和7年11月の中建審の勧告には、どの職種、どの工種であっても、それが暫定的なものであっても、何らかの基準があるということが望ましいと思っています。暫定的なものを誰が検討するのかという主体の話もあると思いますし、それであれば賃金ベースで設計労務費をという話にもなるのかもしれないのですけれども、少なくとも職種別の検討を始めるに当たって、ここが一旦の目標のマイルストーンというか期限ですということと、それで間に合わない場合はこういうふうなものを適用しますということと、それはどこで検討して示しますということと、そのあたりは明示してから職種別の検討に入っていただきたいなと考えております。よろしくお願ひします。

○小澤座長 事務局、お願ひします。

○石井補佐 今回の西野先生のコメントでありますけれども、職種別の検討というところで、順次というふうに書かせていただいた中で、どういうふうにするのかということだと思っております。今もたくさんご指摘を頂いている中で、鉄筋と型枠の検討というのはどういうペースで進められるのかというのも少し未知数なところはあろうかと思っております。ただ、最終的に来年の12月に、鉄筋、型枠だけということではなくて、何かしらの形でお示しをする必要があるということの認識は共有してございます。今、多能工のご指摘もあったところでございますが、そこにおいてどういう単価を用いるのが妥当かということに関しては、引き続きそこは検討させていただきたいなと思っております。最終的に職種別ではない何らかの考え方として示すときにあっても、職種別意見交換というプロセスを経るものではないのかもしれませんが、何らかの形で実務的な意見は反映

した上でお示しすることになろうかと思っております。

○小澤座長 ありがとうございます。

それでは、一通りご意見を頂いたところですが、労務費の基準の作成について事務局より暫定方針が示されているところですが、歩掛の取扱い、標準労務費をどう考えるかというところ、CCUS の取扱い、幾つかご要望あるいは留意していただく必要があるのではないかとご意見を頂いているところです。ですが、今後、職種別の検討を進めていただくのには、取りあえずこれでスタートしていただくのでいいのかなと思います。ただ、今こういうところをもう一度ちゃんと確認してほしいというご意見を頂いているところですので、職種別の意見交換の検討を進めていただく中で、改めてまたここで議論ができる機会をつくっていただければと思います。

それでは、ありがとうございます。2つのテーマについて一通りご意見を伺ったところですが、今後のスケジュール、職種別意見交換も含めて、全体を通して何かご意見がございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

ありがとうございます。実効性担保では、入り口の議論と出口の議論とございますが、どちらも我々がこれまでやったことのないルールなり仕組みを考えていこうという話で、事務局の皆さんだけに考えていただくのではなくて、我々がこれを運用していく必要がありますので、ぜひ業界団体の皆様方にも積極的に、こういうやり方であれば実際に運用可能な制度になるのではないかとご意見は、事務局としても多分ありがたいのではないかと思いますので、ぜひそういうご提案がございましたら、ご意見をお寄せいただければというふうにお願い申し上げます。

それでは、本日の議事は以上でございますので、進行を事務局にお返しいたします。

4. 閉 会

○栗山推進官 ありがとうございます。

国土交通省側から何かございますでしょうか。

○宮沢参事官 本日は活発なご議論ありがとうございます。国土交通省の参事官をしております宮沢でございます。

今、小澤座長からも、実効性確保は入り口と出口があるというお話がございましたが、業界団体の皆さんからよくご意見を聞きながら、実際にワークするような形でつくってい

くことは本当に大切だと思っております。また、我々のほうでも個別に今後のやり方みたいなことを聞きたいと思えますし、場合によっては、次回以降のワーキンググループでまたご発言いただくとか、そういった機会もあろうかなと思っておりますので、この点はまた座長にご相談をさせていただければと思います。

いずれにしましても、今日頂いたご意見を踏まえながら、また、大きな方向性を踏まえながら、我々として具体策などを考えてご提示したいと思えますので、次回以降もどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○栗山推進官 それでは、本日はこれもちまして散会とさせていただきます。委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ、誠にありがとうございました。

午前 11 時 54 分 閉会